

大阪市条例第28号

大阪市国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の市民税、固定資産税、事業所税及び都市計画税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

大阪市国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の市民税、固定資産税、事業所税及び都市計画税の課税の特例に関する条例（平成24年大阪市条例第105号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(事業計画の認定)</p> <p>第3条 特区内において新たな事業を営もうとする法人は、その営もうとする事業に関する計画（以下「事業計画」という。）を作成し、これを<u>令和8年3月31日</u>までに市長に提出して、その事業計画が特区における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に資するものである旨の認定の申請をすることができる。</p> <p>[2～6 略]</p>	<p>(事業計画の認定)</p> <p>第3条 特区内において新たな事業を営もうとする法人は、その営もうとする事業に関する計画（以下「事業計画」という。）を作成し、これを<u>令和6年3月31日</u>までに市長に提出して、その事業計画が特区における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に資するものである旨の認定の申請をすることができる。</p> <p>[2～6 同左]</p>
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。